

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次 2. を抜粋しております。

=====

2. 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No87

証券検査について（４）

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回は、「顧客資産の分別管理義務」などについて説明したいと思います。

1. 概要

（１）金融商品取引業者等は、

（i）金融商品取引業者等が有価証券関連デリバティブ取引や信用取引等に関して顧客から預託を受けた有価証券

（ii）有価証券関連業・付随業務に係る取引（店頭デリバティブ取引等に該当するものを除く。以下、「対象有価証券関連取引」という。）に関し、顧客の計算において金融商品取引業者等が占有する有価証券又は金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた有価証券（契約により金融商品取引業者等が消費できる有価証券等を除く。）

について、これを、確実にかつ整然と管理する方法により、自己の固有財産と分別して管理することが義務付けられています。（金融商品取引法第43条の2第1項）

確実にかつ整然と管理する方法とは、具体的には、保管場所を明確に区分し、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することなどとされています（金融商品取引業等に関する内閣府令第136条）。

- (2) また、金融商品取引業者等は、
- (i) 金融商品取引業者等が有価証券関連デリバティブ取引や信用取引等に関して顧客から預託を受けた金銭
 - (ii) 対象有価証券関連取引に関し、顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた金銭
 - (iii) 上記(1)の(i)(ii)に掲げる有価証券のうち、担保に供されたもの
- について、当該金融商品取引業者等が廃業など金融商品取引業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を、自己の固有財産と分別して管理し、その金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等に信託をしなければならないと定めています。(金融商品取引法第43条の2第2項)
- (3) さらに、金融商品取引業者は、(1)及び(2)の管理状況について、定期的に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないとされています。(金融商品取引法第43条の2第3項)
- (4) このほか、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引に関して顧客から預託を受けた金銭・有価証券・保証金等については、自己の固有財産と区分して管理することが義務付けられています(第43条の3)。
- (5) また、投資運用業についても、金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理しなければならないとされています(金融商品取引法第42条の4)。なお、金融商品取引業者等は、有価証券等管理業務として行う場合等を除き、投資一任契約又は登録投資法人との資産運用委託契約に関して、顧客から金銭・有価証券の預託を受けること等が禁止されています(金融商品取引法第42条の5)。

2. 事例

顧客資産の分別管理義務等に関しては、最近、次のような事例が見られ、証券監視委が内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分を求める勧告を行っています。

- (1) 丸大証券(株)に対する検査(平成24年3月13日勧告)では、顧客分別金信託を不正に流用している状況等が認められました。

具体的には、当社は、平成23年1月以降、顧客からの預り金を不正に少なく記録することなどにより、当社が金融商品取引業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭(以下「信託必要額」という。)を過少に計上し、本来、顧客分別金信託として信託すべき金額との差額を当社の運転資金に流用していました。その結果、当社の顧客分別金信託の信託財産は、検査基準日(平成24年2月21日)現在、信託必要額に大幅に満たない金額となっていました。

また、当社は、検査中に、上記の状況が露見したにもかかわらず、次の

信託財産の差替計算基準日（平成 24 年 3 月 6 日）においても、なお大幅な信託不足の状況を解消できませんでした。

当社における上記の状況は、金融商品取引法第 43 条の 2 第 2 項に規定する顧客資産の分別管理義務に違反するものと認められます。

(2) イニシア・スター証券(株)に対する検査（平成 24 年 12 月 5 日勧告）では、顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況が認められました。

具体的には、当社 A 取締役は、当社 B 会長から、顧客預り金を取り崩して K 社（当社の 100% 子会社。B 会長は K 社の社長）や B 会長が指示する者への貸付金等とするよう指示を受け、平成 24 年 8 月 31 日以降、数度にわたり、部下をして、顧客区分管理信託から 125 百万円を取り崩し、当該貸付金等や当社の運転資金等に流用していました。

また、日々の顧客区分管理必要額の算定時は、顧客預り金を過少に計上することで、顧客区分管理必要額を過少に算定し、余剰額（本来の顧客区分管理必要額との差額）を運転資金等として費消していました。

そして、検査において顧客からの預り金（以下「顧客預り金」という。）を確認し、顧客区分管理必要額を算定したところ、116 百万円の信託不足が発生していることが判明しました。

このような状況は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 2 項に定める顧客資産の区分管理義務に違反するものと認められます。

* 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985 年京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011 年検査局総務課長、2012 年 8 月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>